

令和7年12月18日
 記者発表資料

令和7年度12月補正予算案（その2）の概要

国の「「強い経済」を実現する総合経済対策」に対応し、生活者や事業者に速やかな支援を行うため、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

（1）会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの累計額	12月補正その2	12月現計予算額	(参考) 7年度12現/ 6年度12現
一般会計	22,512.54	504.89	23,017.44	107.6
特別会計	22,841.23	—	22,841.23	101.6
企業会計	1,645.13	—	1,645.13	102.6
計	46,998.92	504.89	47,503.81	104.4

（2）一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの累計額	12月補正その2	12月現計予算額
地方交付税	1,089.82	5.97	1,095.80
国庫支出金	1,559.85	498.90	2,058.76
その他	19,862.86	0.00	19,862.86
計	22,512.54	504.89	23,017.44

※ 国庫支出金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は266.42億円

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 振正予算案の内容

(1) 物価高騰対策 (266 億 4,317 万円)

光熱費や燃料費の支援期間については、国による電気・ガス代の支援期間と合わせ、3か月（令和8年1月～3月分）とする。

ア 生活者支援 (182 億 7,450 万円)

事業名及び事業概要	補正予算額
①キャッシュレス決済時のポイント還元 キャッシュレス決済時のポイント還元を行うことにより、物価高騰の影響を受けている消費者の負担を軽減させるとともに、県内事業者を支援する。	160億円
②L P ガス料金の高騰に対する支援 L P ガス料金の高騰による一般消費者等の負担を軽減させるため、L P ガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援金を支給する。	22億7,450万円
支援金支給先（支援対象者）	支援額
L P ガス販売事業者（一般消費者等）	1,710 円／世帯
合 計	182億7,450万円

イ 事業者支援 (83 億 6,866 万円) ※(I)③の再掲は除く

(7) 医療、福祉、学校に対する支援

事業名及び事業概要	補正予算額
①医療機関等の光熱費等に対する支援 電気代・ガス代等の高騰による医療機関等の負担を軽減させるため、支援金を支給する。	19億2,893万円

事業名及び事業概要	補正予算額												
<p>②福祉施設等の光熱費等に対する支援 電気代・ガス代等の高騰による福祉施設等の負担を軽減させるため、支援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th><th>支援額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者施設等、障害福祉施設等</td><td></td></tr> <tr> <td>ア 入所施設</td><td>ア 1.5万円／名（定員あたり）</td></tr> <tr> <td>イ 通所系事業所</td><td>イ（介護サービス事業所） 大規模 8万円／事業所 小規模 5万円／事業所 (障害福祉サービス事業所) 5万円／事業所</td></tr> <tr> <td>ウ 訪問系事業所</td><td>ウ 3万円／事業所</td></tr> <tr> <td>児童養護施設等、救護施設等</td><td>1.5万円／名（定員あたり）</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 政令市・中核市分は市に対する補助</p>	支援対象者	支援額	高齢者施設等、障害福祉施設等		ア 入所施設	ア 1.5万円／名（定員あたり）	イ 通所系事業所	イ（介護サービス事業所） 大規模 8万円／事業所 小規模 5万円／事業所 (障害福祉サービス事業所) 5万円／事業所	ウ 訪問系事業所	ウ 3万円／事業所	児童養護施設等、救護施設等	1.5万円／名（定員あたり）	30億6,375万円
支援対象者	支援額												
高齢者施設等、障害福祉施設等													
ア 入所施設	ア 1.5万円／名（定員あたり）												
イ 通所系事業所	イ（介護サービス事業所） 大規模 8万円／事業所 小規模 5万円／事業所 (障害福祉サービス事業所) 5万円／事業所												
ウ 訪問系事業所	ウ 3万円／事業所												
児童養護施設等、救護施設等	1.5万円／名（定員あたり）												
<p>③私立学校の光熱費等に対する支援 電気代・ガス代等の高騰による私立学校の負担を軽減させるため、支援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th><th>支援額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 小中高特</td><td>ア 5万円～82万円／校</td></tr> <tr> <td>イ 幼稚園（私学助成園）</td><td>イ 5万円／園</td></tr> <tr> <td>ウ 専修学校</td><td>ウ 9万円／校</td></tr> <tr> <td></td><td>アのうち、給食実施校 給食実施加算 107円／1食</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 小中高特：小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校</p>	支援対象者	支援額	ア 小中高特	ア 5万円～82万円／校	イ 幼稚園（私学助成園）	イ 5万円／園	ウ 専修学校	ウ 9万円／校		アのうち、給食実施校 給食実施加算 107円／1食	7,920万円		
支援対象者	支援額												
ア 小中高特	ア 5万円～82万円／校												
イ 幼稚園（私学助成園）	イ 5万円／園												
ウ 専修学校	ウ 9万円／校												
	アのうち、給食実施校 給食実施加算 107円／1食												
<p>④生活困窮者支援団体等の光熱費等に対する支援 電気代・ガス代等の高騰による生活困窮者支援団体等の負担を軽減させるため、支援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th><th>支援額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活困窮者支援団体、困難を抱える女性を支援する団体、ひきこもり等支援団体、高齢者団体、子ども食堂運営団体等</td><td>4万円／団体</td></tr> </tbody> </table>	支援対象者	支援額	生活困窮者支援団体、困難を抱える女性を支援する団体、ひきこもり等支援団体、高齢者団体、子ども食堂運営団体等	4万円／団体	1億1,164万円								
支援対象者	支援額												
生活困窮者支援団体、困難を抱える女性を支援する団体、ひきこもり等支援団体、高齢者団体、子ども食堂運営団体等	4万円／団体												
合 計	51億8,354万円												

(イ) 生活衛生関係営業者に対する支援

事業名及び事業概要	補正予算額
○一般公衆浴場の燃料費等に対する補助 一般公衆浴場の燃料費及び電気代の負担増に対して補助する。	
補助対象経費 燃料費及び電気代の高騰分	4,400万円 1／2
合 計	4,400万円

(ウ) 農林水産業者に対する支援

事業名及び事業概要	補正予算額
①施設園芸農家の燃料費に対する補助 国の施設園芸セーフティネット構築事業への加入を促進させるため、セーフティネット加入者の燃料費の負担増に対して補助する。	1,056万円
補助対象経費 燃料費に係るセーフティネット補填金（自己負担相当分）	1／2
②畜産農家の飼料購入に対する補助 飼料価格の高騰による畜産農家の負担を軽減させるため、畜産農家の飼料購入費の負担増に対して補助する。	2億9,036万円
補助対象経費 配合飼料及び輸入乾牧草の価格高騰分	1／2
③と畜場の光熱費に対する補助 県内で飼育する豚の5割以上を出荷している神奈川食肉センターにおける光熱費の負担増に対して補助する。	708万円
補助対象経費 電気代及びガス代の高騰分	1／2
④きのこ生産者の燃料費に対する補助 きのこ生産者の燃料費の負担増に対して補助する。	42万円
補助対象経費 燃料費の高騰分	1／2
⑤漁業協同組合等の電気代に対する補助 出荷施設等を運営している漁業協同組合等や、放流用稚魚等を生産している公益財団法人神奈川県栽培漁業協会の電気代の負担増に対して補助する。	426万円
補助対象経費 電気代の高騰分	1／2
合 計	3億1,270万円

(I) 中小企業者等に対する支援

事業名及び事業概要	補正予算額										
<p>①中小製造業等特別高圧受電者支援事業費</p> <p>特別高圧を受電する県内中小企業者の負担を軽減させるため、電気代高騰の影響を受けている製造業・倉庫業及び商業施設やオフィスビルに入居する事業者を支援する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th><th>支援単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別高圧を受電する県内中小企業のうち、製造業者及び倉庫業者</td><td>月 2.3 円／kWh (1～2月) 月 0.8 円／kWh (3月)</td></tr> <tr> <td>特別高圧を受電する商業施設やオフィスビルに入居する店舗等の事業者</td><td>10 万円／所</td></tr> </tbody> </table>	支援対象者	支援単価	特別高圧を受電する県内中小企業のうち、製造業者及び倉庫業者	月 2.3 円／kWh (1～2月) 月 0.8 円／kWh (3月)	特別高圧を受電する商業施設やオフィスビルに入居する店舗等の事業者	10 万円／所	3億6,662万円				
支援対象者	支援単価										
特別高圧を受電する県内中小企業のうち、製造業者及び倉庫業者	月 2.3 円／kWh (1～2月) 月 0.8 円／kWh (3月)										
特別高圧を受電する商業施設やオフィスビルに入居する店舗等の事業者	10 万円／所										
<p>②信用保証事業費補助（原油高騰対応分）</p> <p>「原油・原材料高騰等対策特別融資」を受ける際の信用保証料について、補助の拡充期間を延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">信用保証料率 (拡充後)</th><th colspan="2">補助の拡充期間</th></tr> <tr> <th>現行</th><th>延長後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原油・原材料高騰等対策特別融資 (原油・原材料高騰等(米国関税措置を含む)の影響を受ける事業者の資金繰りを支援するもの)</td><td>0.225%～ 0.95%</td><td>令和7年4月 ～ 令和8年3月</td><td>令和7年4月 ～ 令和8年12月</td></tr> </tbody> </table>	区分	信用保証料率 (拡充後)	補助の拡充期間		現行	延長後	原油・原材料高騰等対策特別融資 (原油・原材料高騰等(米国関税措置を含む)の影響を受ける事業者の資金繰りを支援するもの)	0.225%～ 0.95%	令和7年4月 ～ 令和8年3月	令和7年4月 ～ 令和8年12月	17億4,559万円
区分			信用保証料率 (拡充後)	補助の拡充期間							
	現行	延長後									
原油・原材料高騰等対策特別融資 (原油・原材料高騰等(米国関税措置を含む)の影響を受ける事業者の資金繰りを支援するもの)	0.225%～ 0.95%	令和7年4月 ～ 令和8年3月	令和7年4月 ～ 令和8年12月								
<p>③キャッシュレス決済時のポイント還元（再掲）</p> <p>キャッシュレス決済時のポイント還元を行うことにより、物価高騰の影響を受けている消費者の負担を軽減させるとともに、県内事業者を支援する。</p>	160 億円										
合 計	181億1,221万円										

(II) 運輸事業者に対する支援

事業名及び事業概要	補正予算額
<p>①貨物運送事業者物価高騰対応費補助</p> <p>中小貨物運送事業者に対し、燃料価格高騰分の一部を支援する。</p> <p>(令和7年4～10月分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援額：一般・特定貨物自動車運送事業者 20万円／事業者 貨物軽自動車運送事業者 2万円／事業者 	6億6,941万円
<p>②大型等運転免許取得促進事業費</p> <p>物価高騰等の影響を受けて厳しい経営環境におかれている貨物運送業界の担い手確保を支援するため、従業員等にトラックの運転免許やけん引免許を取得させた中小貨物運送事業者に対し、奨励金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨励金の額（取得する免許等に応じて） 5万円～15万円 	4,679万円
合 計	7億1,620万円

(2) 医療・介護等支援パッケージ (238 億 4,622 万円)

事業名及び事業概要		補正予算額									
<p>新 ①医療分野</p> <p>○ 賃上げ・物価上昇に対する支援</p> <p>医療機関等における賃上げの取組や物価上昇の影響に対して、支援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th><th>支援額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有床診療所</td><td>賃上げ 7.2 万円／床、物価 1.3 万円／床</td></tr> <tr> <td>無床診療所、歯科診療所</td><td>賃上げ 15.0 万円／施設、物価 17.0 万円／施設</td></tr> <tr> <td>薬局</td><td> 5 店舗以下の法人 賃上げ 14.5 万円／施設 物価 8.5 万円／施設 6～19 店舗の法人 賃上げ 10.5 万円／施設 物価 7.5 万円／施設 20 店舗以上の法人 賃上げ 7.0 万円／施設 物価 5.0 万円／施設 </td></tr> <tr> <td>訪問看護ステーション</td><td> 賃上げ 22.8 万円／施設 物価は介護分野への支援として別途計上 </td></tr> </tbody> </table> <p>※ 病院への支援については、国が直接支援金を支給する予定（賃上げ8.4万円／物価11.1万円（別途、救急等に対応する病院へ加算有））。</p>	支援対象者	支援額	有床診療所	賃上げ 7.2 万円／床、物価 1.3 万円／床	無床診療所、歯科診療所	賃上げ 15.0 万円／施設、物価 17.0 万円／施設	薬局	5 店舗以下の法人 賃上げ 14.5 万円／施設 物価 8.5 万円／施設 6～19 店舗の法人 賃上げ 10.5 万円／施設 物価 7.5 万円／施設 20 店舗以上の法人 賃上げ 7.0 万円／施設 物価 5.0 万円／施設	訪問看護ステーション	賃上げ 22.8 万円／施設 物価は介護分野への支援として別途計上	51億8,211万円
支援対象者	支援額										
有床診療所	賃上げ 7.2 万円／床、物価 1.3 万円／床										
無床診療所、歯科診療所	賃上げ 15.0 万円／施設、物価 17.0 万円／施設										
薬局	5 店舗以下の法人 賃上げ 14.5 万円／施設 物価 8.5 万円／施設 6～19 店舗の法人 賃上げ 10.5 万円／施設 物価 7.5 万円／施設 20 店舗以上の法人 賃上げ 7.0 万円／施設 物価 5.0 万円／施設										
訪問看護ステーション	賃上げ 22.8 万円／施設 物価は介護分野への支援として別途計上										

(新)

②介護分野

ア 賃上げ・職場環境改善に対する支援

介護分野の人材流出を防ぐため、賃上げ・職場環境改善に取り組む介護事業所に対して補助する。

支援対象者	支援額
介護事業所	1～1.9万円／月（従事者一人あたり）

※ 令和7年12月から令和8年5月の賃上げ相当額

イ 介護サービス継続に対する支援

介護事業所等における、円滑な介護サービスを継続させるため、食材料費及び災害発生時に必要な備品購入費等に対して補助する。

(食材料費支援)

支援対象者	支援額
介護保険施設等	1.8万円／名（定員あたり）

156億7,822万円

(備品購入費等支援)

支援対象者	支援額
介護事業所・施設 (以下に該当しないもの)	20万円／事業所
訪問介護	20～50万円／事業所
通所介護	20～40万円／事業所
介護保険施設等	6千円／定員

※ 食材料費支援、備品購入費等支援額は、ともに上限額であり別途単価を設定する可能性がある

(新)

③障害福祉分野

○ 賃上げに対する支援

障害福祉分野の人材流出を防ぐため、賃上げに取り組む障害福祉サービス事業所等に対して補助する。

29億8,587万円

支援対象者	支援額
障害福祉サービス事業所等	1万円／月（従事者一人あたり）

※ 令和7年12月から令和8年5月の賃上げ相当額

合 計	238億4,622万円

問合せ先

(1) 物価高騰対策

ア 生活者支援

【①】産業労働局中小企業部中小企業支援課

課長 小田 電話 045-210-5550

【②】暮らし安全防災局防災部消防保安課

課長 佐藤 電話 045-210-3422

イ 事業者支援

(ア) 医療、福祉、学校に対する支援

【①】健康医療局保健医療部医療整備・人材課

課長 鈴木 電話 045-210-4860

【②】高齢者施設等

福祉子どもみらい局福祉部

介護サービス担当課長 春川 電話 045-210-4801

【②】障害福祉施設等

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

課長 高橋 電話 045-210-4702

【②】児童養護施設等

福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課

課長 小森 電話 045-210-4650

【②】救護施設等

福祉子どもみらい局福祉部生活援護課

課長 垣中 電話 045-210-4900

【③】福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課

課長 田中 電話 045-210-3760

【④】生活困窮者支援団体

福祉子どもみらい局福祉部

生活困窮者対策担当課長 田巻 電話 045-285-0864

【④】困難を抱える女性を支援する団体

福祉子どもみらい局共生推進本部室

人権男女共同参画担当課長 石井 電話 045-210-3630

【④】ひきこもり等支援団体

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課

課長 岩崎 電話 045-210-3830

【④】高齢者団体等

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

課長 烏井 電話 045-210-4830

【④】子ども食堂運営団体

福祉子どもみらい局子どもみらい部

子ども企画担当課長 田城 電話 045-210-4686

(イ) 生活衛生関係営業者に対する支援

健康医療局生活衛生部生活衛生課

課長 宮崎 電話 045-210-4930

(ア) 農林水産業者に対する支援

【①】環境農政局農水産部農業振興課

課長 原 電話 045-210-4420

【②】環境農政局農水産部畜産課

課長 佐藤 電話 045-210-4500

【④】環境農政局緑政部森林再生課

課長 十鳥 電話 045-210-4330

【⑤】環境農政局農水産部

水産振興担当課長 小川 電話 045-210-4532

(イ) 中小企業者等に対する支援

【①】産業労働局中小企業部中小企業支援課

課長 小田 電話 045-210-5550

【②】産業労働局中小企業部金融課

課長 大居 電話 045-210-5670

【③】産業労働局中小企業部中小企業支援課

課長 小田 電話 045-210-5550

(オ) 運輸事業者に対する支援

【①】産業労働局中小企業部商業流通課

課長 小板橋 電話 045-210-5600

(2) 医療・介護等支援パッケージ

【①】健康医療局保健医療部医療整備・人材課

課長 鈴木 電話 045-210-4860

【②】福祉子どもみらい局福祉部

介護サービス担当課長 春川 電話 045-210-4801

【③】福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

課長 高橋 電話 045-210-4702

問合せ先（補正予算案全般について）

神奈川県総務局財政部財政課

副課長	井上	電話 045-210-2251
予算編成グループ	濁谷	電話 045-210-2262